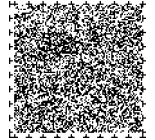




第8章 公共料金の割引



● JR 運賃の割引

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳を持っている人とその介護者

障害種別	購入乗車券の種類	割引が適用される形態	割引率
第1種障害者	普通乗車券（片道100km以内）	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割
	普通乗車券（片道100km越）	介護者付・単独乗車	
	回数券	介護者付乗車のみ	
	定期券（本人が大人）		介護者のみ5割
	定期券（本人が小人）		本人も介護者も5割
	急行券		
特急券	なし	—	
第2種障害者	普通乗車券（片道100km以内）	なし	—
	普通乗車券（片道100km越）	単独乗車のみ	本人5割
	定期券（本人が大人）	なし	—
	定期券（本人が小人）	介護者付乗車のみ	介護者のみ5割
	回数券・急行券・特急券	なし	—

※小児も割引になりますが、定期乗車券は割引になりません。

※12歳未満の知的障害者（第1種のみ）については小児料金の5割引になります。

※本人が幼児の場合で、同割引が適用になる場合は、本人無料、介護者5割引です。

【利用方法】

駅の窓口到手帳を提示してください。

なお、大人で第1種の手帳を持っている人が、介護者とともに乗車する場合は、片道100kmまでは自動券売機で小児乗車券を購入し乗車できます（有人改札口をご利用ください）。

【問合せ】 JR 線各駅販売窓口

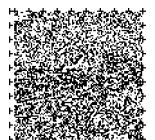
● 私鉄運賃の割引

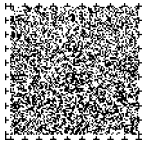
【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳を持っている人とその介護者

介護者、取扱区間、割引率等の取り扱いは原則として JR 線と同じですが、営業キロとの関係で会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社にお問合せください。

【東武鉄道】

障害種別	購入乗車券の種類	割引が適用される形態	割引率
第1種障害者	普通乗車券（片道100km以内）	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割 本人が幼児の場合、その幼児は無料
	普通乗車券（片道100km越）	介護者付・単独乗車	
	回数券	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割
	定期券（本人が大人）		介護者のみ5割
	定期券（本人が小人）		
第2種障害者	普通乗車券（片道100km以内）	なし	—
	普通乗車券（片道100km越）	単独乗車のみ	本人5割
	定期券（本人が大人）	なし	—
	定期券（本人が小人）	介護者付乗車のみ	介護者のみ5割





● 東京メトロ運賃の割引

- 【対象者】**
- ① 第1種障害者とその介護者
普通乗車券、回数乗車券及び定期券を5割引で発売します。ただし、小児定期券の割引はありません。なお、普通券、回数券については、券売機での購入が可能です。
 - ② 第2種障害者（小児のみ）とその介護者
定期券のみ5割引で発売します。ただし、小児定期券の割引はありません。
※本人とその介護者がともに乗車券を購入し、乗車する場合には、割引運賃を適用します。

● バス運賃の割引

障害者が民営バスを利用する際、手帳を提示すると運賃が割引になります。

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳を持っている人とその介護者

利用区分	割引率	利用方法
身体障害者手帳又は療育手帳を持っている人が単独で利用する場合	5割 10円単位に四捨五入	○乗車時に手帳を提示する。 ○乗車券を購入の際、窓口到手帳を提示してください。 ○定期券割引購入申込書の交付を受け、定期券売場に提出してください。
第1種身体障害者、療育手帳を持っている人が介護者付添いで利用する場合	5割 (介護者同率) 10円単位に四捨五入	
定期券を購入する場合	3割 (小児定期を除く)	

● 市内循環バス無料乗車証を交付 (→57ページ)

【問合せ】 道路安全課交通安全担当

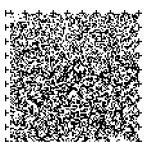
● 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を持っている人は、市役所社会福祉課で手続きをすることにより、有料道路料金が半額になります。

※対象となるのは、1人につき1台・自動車は個人所有のものに限り、営業用の車は対象となりません。

- 【対象者】**
- ① 障害者本人が運転される場合
身体障害者手帳の交付を受けている人
 - ② 障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合
身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人のうち、※重度の障害を持っている人
※重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。

【利用方法】 有料道路料金所で、料金を支払う際、障害者手帳の割引対象者印（市役所社会福祉課で押印）を提示し、料金を支払います。ETCを利用する場合も割引されます。



【必要書類】

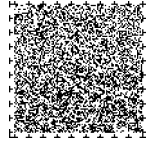
ETC を利用しない場合	ETC を利用する場合
① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② 自動車検査証（コピー可） ③ 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）	① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② 自動車検査証（コピー可） ③ 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ） ④ ETC カード（原則として障害者本人名義のもの） ⑤ ETC 車載器セットアップ申込書・証明書

【更新申請】 有効期限毎の更新が必要です。（有効期限は、手帳に記載されます）

【問合せ】 社会福祉課障害給付担当（→10ページ）

首都高速道路株式会社

ホームページ <http://www.shutoko.jp/index.php>



● 航空運賃の割引

12歳以上の身体及び知的障害者が航空機を利用する際に、運賃が割引になります。詳しくは、事前にご利用になる航空会社などにお問合せください。

- 【対象者】**
- ① 第1種の身体及び知的障害者と介護者1人
介護者は本人と同一区間の航空券を同時に購入してください。ただし、介護能力があると認められる人に限られます。
 - ② 第2種の身体及び知的障害者

【航空機関】 ほとんどの航空会社の国内定期路線、全区間で割引が受けられます。

【割引率】 割引率は航空会社により異なりますので、航空会社へお問合せください。
※適用になる障害者は、あらかじめ福祉事務所長から手帳に割引対象者である旨の証明印を受けておく必要があります。

● NHK 放送受信料の免除（衛星放送を含む）

障害者手帳を持っている人のいる世帯で下記要件に該当する場合は、NHK 受信料が全額又は半額免除されます。また平成20年10月1日より、従来の免除基準が変わり、基準が拡大・統一化されます。

市役所社会福祉課へ障害者手帳を持参して、「放送受信料減免の証明書」の交付を受けて所定の手続きをしてください。その証明書を「NHK 川越営業センター」へ提出してください（郵送可・到着月から免除）。

【対象者】 ※平成20年10月1日から

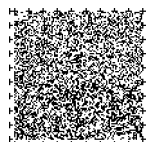
- ① 全額免除
身体障害者、知的障害者、精神障害者で世帯構成員全員が市町村民税非課税
- ② 半額免除
 - 1 世帯主が身体障害者手帳をお持ちの視覚・聴覚障害者で、かつ受信契約者の場合
 - 2 世帯主が身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）で、かつ受信契約者の場合
 - 3 世帯主が重度の知的障害と判定された方で、かつ受信契約者の場合
 - 4 世帯主が精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）で、かつ受信契約者の場合

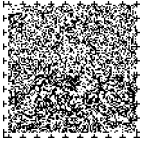
【問合せ】 社会福祉課障害給付担当（→10ページ）

NHK 川越営業センター

〒350-1123 川越市脇田本町15-13 東上パールビル5F

☎ 049-246-3111 FAX 049-246-3115





● 郵便料金の減免

○盲人用郵便物

盲人用点字郵便物、盲人用録音郵便物（特定盲人施設の発受するもの）で、開封のものは無料になります。

○点字小包郵便物

3 kgまでは冊子小包料金の半額

3 kgを超えて30kgまでは一般小包料金の半額

○心身障害者用冊子小包郵便物

3 kgまでは冊子小包料金の半額

○聴覚障害者用小包郵便物

特定聴覚障害者福祉施設の発受するもので3 kgまでは、冊子小包料金の半額

○青い鳥郵便葉書（官製はがき）の無料配布

身体障害者手帳1・2級又は療育手帳④・Aを持っている人に、青い鳥郵便はがき（20枚セット）を無料で配布します。（主に4月頃から5月末頃までが申し込み期間となりますが、異なることもありますので、郵便局へお問合せください）

【問 合 せ】 お近くの郵便局

和光郵便局

〒351-0114 和光市本町12-32

☎ 048-461-6441 FAX 048-464-6977

● 携帯電話料金の割引

携帯電話を利用する際の通話料や基本使用料の割引を受けられます。

【対 象 者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持っている人

【内容・手続】 各社それぞれの取り決めがありますので、販売店等にお問合せください。

【問 合 せ】 ○ドコモの携帯電話、PHSからの場合 電話（局番なしの）151（無料）

一般電話等からの場合 ☎ 0120-800-000

○au 電話からの場合 電話（局番なしの）157（無料）

一般電話等からの場合 ☎ 0077-7-111（無料）

○ソフトバンク電話からの場合 電話（局番なしの）157（無料）

一般電話等からの場合 ☎ 0088-240-157（無料）

● NTT 東日本無料電話番号案内（ふれあい案内）

障害のある人が、番号案内（104番）を利用する場合、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることによって無料になります。

【対 象 者】 ① 身体障害者手帳を持ち、次のいずれかに該当する人

視覚障害1～6級

肢体不自由（上肢・体幹・脳性麻痺など乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2級

② 戦傷病者手帳を持ち、次のいずれかに該当する人

視力障害（特別項症～第6項症）

上肢障害（特別項症～第2項症）

③ 療育手帳を持っている人

④ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【申込み方法】 手帳をご持参のうえ、お近くのNTT 東日本支店・営業所に直接ご来店いただくか、フリーダイヤル0120-104174へご相談ください。

【問 合 せ】 NTT ふれあい案内 フリーダイヤル 0120-104174

